「美しいまち」を守るために「湯浅町美しいまちづくり条例」が施行されます

住民環境課　６４－１１０２

良好な生活環境を保全し、ごみのポイ捨てや飼い犬猫等のふん害の防止のため「湯浅町美しいまちづくり条例」を制定しました。

平成２７年４月１日から施行されます。

●なぜ今条例をつくるのか？

今年は、「わかやま国体」が開催されることで、「伝統的建造物群保存地区」を有する湯浅町を訪れる方が数多く見込まれています。

未来の子ども達の生活環境を守るためにも、町民みんなで「美しい湯浅町」を守りましょう。

●罰則等は？

罰則はありませんが、違反者には町役場や関係機関から指導し、従わない場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を適用し、捜査機関への告発を行うこととします。

●対象となる違反行為は？

ごみのポイ捨てや飼い犬や飼い猫のふんの放置等です。

●私有地にごみを捨てられた場合は？

ごみを捨てられた場合、誰が捨てたかわからないときは、土地の所有者が片づけなければなりません。空き地等は雑草が生い茂ったまま放置すると不法投棄の原因となります。ごみを捨てられないような対策をお願いします。

尚、町役場ではポイ捨て防止の看板の配布を行っています。

また、湯浅保健所では監視カメラ等の貸し出しも行っています。

お困りの方は、町役場までご相談ください。

児童手当・児童扶養手当について手続きはお済みですか？

健康福祉課　児童係　☎６４・１１２０

児童手当

◆支給対象：中学校卒業まで（15歳に達した年度末）の児童を養育している方

◆支給額（１人あたりの月額）

・３歳未満：一律１万５０００円

・３歳以上小学校終了前

１万円（第３子以降は１万５０００円）

・中学生：一律１万円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律５０００円を支給します。

※「第３子以降」とは、高校卒業まで（18歳に達した年度末）の養育している児童のうち、３番目以降をいいます。

※お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、「認定請求書」の提出（申請）が必要です。公務員の方は勤務先での手続きになります。

◆支給月：６月・10月・２月

児童扶養手当

◆支給対象：18歳になった最初の３月31日までの児童（一定の障害を有する場合は20歳未満）を養育している母子家庭の母、父子家庭の父等

◆支給額（月額）【平成26年４月１日～】

・１人目：４万１０２０円～９６８０円

・２人目：５０００円加算

・３人目以降：１人につき３０００円加算

※支給額は所得に応じて変わります。

平成26年12月以降、公的年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

◆支給月：４月・８月・12月

平成27年度 非常勤保育士を募集しています

健康福祉課 児童係

☎６４・１１２０

※随時受け付けをしています。

◆受付場所

健康福祉課 児童係

◆募集人数：２名

◆提出書類

・履歴書及び職業安定所の受付用紙

・保育士資格証明書の写し

◆賃金：日額７４００円（一時金年２回有り）

◆勤務時間：８時30分～17時（時差出勤有り）

◆勤務場所：町立保育所

◆その他

・雇用保険、健康保険、厚生年金有り

・通勤手当は距離によって支給

・年次有給休暇12日間